

佐世保市スポーツ・文化大会出場奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のスポーツの普及奨励と競技力の向上並びに文化の振興を図るため、スポーツ競技・文化事業において国際大会や全国大会等に出場する団体又は個人に対して、市の予算の範囲内において交付する佐世保市スポーツ・文化大会出場奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(佐世保市補助金等交付規則との関係)

第2条 奨励金の交付については、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、佐世保市在住の市民が国際大会、国民スポーツ大会、国民文化祭、全国大会又は九州大会（西日本大会を含む。）に監督、選手等として出場する場合、その者が属する各種目団体又は交付基準に該当する者とする。

(交付基準)

第4条 奨励金の具体的な交付基準は、別表奨励金交付基準に定めるところによる。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を申請する団体又は監督、選手等（以下「申請者」という。）は、佐世保市スポーツ・文化大会出場奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 出場した大会の要項
- (2) 大会参加申込書の写し又は出場認定書
- (3) 参加者実績名簿（様式第2号）及び大会の成績結果が分かる書類
- (4) 出場した大会の予選となった県大会または九州大会の大会要項及びその成績結果が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号の書類のうち、市長が特に認めたものについては、提出を省略することができる。

(交付決定)

第6条 市長は、奨励金の交付申請があったときは、提出された書類を審査のうえ、その交付又は不交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定の通知は、佐世保市スポーツ・文化大会出場奨励金交付決定通知書（様式第3号）をもって行うものとする。

(奨励金の交付)

第7条 奨励金は、前条による奨励金額の決定を行った後で、交付するものとする。

2 前項の場合において、奨励金は、交付決定後30日以内に支払うものとする。

(交付の停止又は返還)

第8条 市長は、奨励金の交付を受ける又は受けた団体が次の各号に該当すると認める場合は奨励金の交付の停止又は奨励金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

(1) 不正又は虚偽の申請により、奨励金の交付を受けようとするとき又は受けたとき。

(2) この要綱に違反する事実があったとき。

(手続の省略等)

第9条 規則第19条の規定により、規則第3条及び規則第14条並びに規則第6条及び規則第12条に係る手続きを併合し、規則第11条に係る手続きを省略する。

(様式の特例)

第10条 第5条第1項に規定する交付申請書は、規則第20条の規定により定めた様式の特例とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関して必要な事項はそのつど市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

奨励金交付基準（スポーツ）

交付・概要	交付額	
佐世保市に在住する者が、国際大会、国民スポーツ大会、全国大会又は九州大会（西日本大会を含む。）に出場する場合、各大会の実施要項に定める監督・コーチ、選手等の登録者に対し、奨励金を交付するもの。 なお、同年度に複数の全国大会（国民スポーツ大会及び指定大会を除く。）、九州大会に出場した場合は、いずれか1回の交付に限る。 ただし、市長が特別に認める場合はこの限りではない。		
○ 国際大会 国内予選大会、選手選考会等を経て、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体が派遣を決定する国外で開催される大会であること。 ※国内開催の場合は、全国大会に準ずる。	1名 30,000円を限度	
○ 全国大会 （国民スポーツ大会を除く。） 権威ある大会で、原則として県大会、九州大会を経て出場するもの。また、過去の実績等に基づき、県などの競技団体が推薦し、出場するもの。（オープン参加による大会を除く。） ただし、全国中学校体育大会に出場する選手及び当該校の校長・教員は除く。 ※一般の者が、監督、コーチ等として大会に出場する場合、監督、コーチ合わせて2名までを上限として交付の対象となる大会の選手と同等の奨励金額を交付する。ただし、その者の奨励金の交付の回数は、1回として数える。 ※団体種目の交付額は、 スタメン人数＋1名＋監督コーチ（2名まで）の合計人数を上限とする。	小・中学生	県内 交付対象外 佐賀・福岡・熊本 1名 3,000円以内 その他 1名 8,000円以内
	高校生	県内 交付対象外 佐賀・福岡・熊本 1名 2,000円以内 その他 1名 3,000円以内 ただし、指定大会については次のとおりとする。 1名 10,000円
	一般	県内 交付対象外 佐賀・福岡・熊本 1名 2,000円以内 その他 1名 3,000円以内
○ 九州大会 （西日本大会を含む。） 権威ある大会で、原則として県大会を経て出場するもの。また、過去の実績等に基づき、県などの競技団体が推薦し、出場するもの。（オープン参加による大会を除く。）	小・中学生	県内 交付対象外 佐賀・福岡・熊本 1名 3,000円以内 その他 1名 5,000円以内

ただし、九州中学校体育大会に出場する選手及び当該校の校長・教員は除く。 ※沖縄県開催の場合は、全国大会に準ずる。ただし、高校生が沖縄県開催に出場する場合は、市長が別に定める。 ※一般の者が、監督、コーチ等として大会に出場する場合、監督、コーチ合わせて2名までを上限として交付の対象となる大会の選手と同等の奨励金額を交付する。ただし、その者の奨励金の交付の回数は、1回として数える。 ※団体種目の交付額は、 スタメン人数＋1名＋監督コーチ（2名まで）の合計人数を上限とする。	高校生	交付対象外
	一般	県内 交付対象外 佐賀・福岡・熊本 1名 2,000円以内 その他 1名 3,000円以内
○ 国民スポーツ大会 (九州ブロック大会を除く。)	1名 3,000円	

備考

- 1 「指定大会」とは次の大会をいう。
 - ① 全日本バレーボール高等学校選手権大会
 - ② 全国高等学校サッカー選手権大会
 - ③ 全日本高等学校女子サッカー選手権大会

奨励金交付基準（文化）

交付・概要	交付額	
佐世保市に在住する者が、国際大会、国民文化祭、全国大会又は九州大会（西日本大会を含む。）に出場する場合、指導者、出場者等に対し、奨励金を交付するもの。 なお、同年度に複数の全国大会（国民文化祭を除く。）、九州大会に出場した場合は、いずれか1回の交付に限る。 ただし、市長が特別に認める場合はこの限りではない。		
○ 国際大会 国内予選大会、選手選考会等を経て、国外で開催される大会であること。 ※国内開催の場合は、全国大会に準ずる。	1名・1団体 30,000円を限度	
○ 全国大会 (国民文化祭を含む。) 権威ある大会で、原則として県予選、九州予選を経て出場するもの。	小・中学生	県内 交付対象外 佐賀・福岡・熊本 1名 3,000円以内 その他 1名 8,000円以内

※ 一般の者が、指導者等として大会に出場する場合、2名までを上限として交付の対象となる大会の出場者と同等の奨励金額を交付する。ただし、その者の奨励金の交付の回数は、1回として数える。 ※ 団体種目の交付額は、1団体 20,000 円を上限とする。	高校生	県内 交付対象外 佐賀・福岡・熊本 1名 2,000 円以内 その他 1名 3,000 円以内
	一般	県内 交付対象外 佐賀・福岡・熊本 1名 2,000 円以内 その他 1名 3,000 円以内
○ 九州大会 (西日本大会を含む。) 権威ある大会で、原則として県予選を経て出場するもの。 ※ 沖縄県開催の場合は、全国大会に準ずる。ただし、高校生が沖縄県開催に出場する場合は、市長が別に定める。 ※ 一般の者が、指導者等として大会に出場する場合、2名までを上限として交付の対象となる大会の出場者と同等の奨励金額を交付する。ただし、その者の奨励金の交付の回数は、1回として数える。 ※ 団体種目の交付額は、1団体 10,000 円を上限とする。	小・中学生	県内 交付対象外 佐賀・福岡・熊本 1名 3,000 円以内 その他 1名 5,000 円以内
	高校生	交付対象外
	一般	県内 交付対象外 佐賀・福岡・熊本 1名 2,000 円以内 その他 1名 3,000 円以内